

準中型・中型・大型・けん引免許取得助成事業要綱

平成 25 年 3 月 21 日制定

令和 3 年 3 月 2 4 日一部改正

公益社団法人広島県トラック協会

(目的)

第 1 条 公益社団法人広島県トラック協会（以下「協会」という。）は、深刻化するトラック運送業界のドライバー不足に対応するため、会員事業者が従業員に準中型免許、中型免許、大型免許、けん引免許を取得させた際の教習料の一部を助成することで、トラックドライバーの確保を促進し、安心、安全で安定した国内物流の維持・発展に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

「従業員」とは、免許取得費用を支出する時点で既に雇用されている者を示す。

「準中型免許」とは、車両総重量 3.5 トン以上 7.5 トン未満等の小型トラックを運転できる免許である。

「中型免許」とは、車両総重量 7.5 トン以上 11 トン未満等の中型トラックを運転できる免許である。

「大型免許」とは、車両総重量 11 トン以上の大型トラックを運転できる免許である。

「けん引免許」とは、750kg 以上の被けん引車をけん引する場合に必要な免許である。

(助成対象)

第 3 条 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 1 1 日の間に、上記第 1 条の対象免許のいずれかを取得した従業員が在籍している会員事業者を対象とする。

なお、助成対象となる免許取得者は、免許取得後 1 年以内に当該会員事業者を退職しないことに同意した者に限る。

また、同一従業員に対する助成回数は、1 事業年度において 1 回のみとする。

(申請受付)

第 4 条 令和 4 年 3 月 1 1 日までとする。

助成は申請順に行うこととし、予算枠に達した場合は、その時点で助成を打ち切る。

(助成金額)

第 5 条 1 人当たりの助成金額は、免許取得に係る費用の 2 分の 1（千円未満切り捨て）とし、下記の金額を上限とする。

また、助成対象となる免許取得者数の上限は、1 会員事業所当たり 3 人、同一事業者当たり 10 人とする。

なお、2 種類の免許を同時に取得する場合は、それぞれの上限額を合算せず、上限の多い額のみを適用する。

免許種別	1人当たり助成上限額
準中型（限定解除も含む）	30,000円
中型（限定解除も含む）	50,000円
大型	70,000円
けん引	30,000円

（申請方法）

第6条 助成を希望する会員事業者は、免許取得後、次の書類を、会員事業者の所属する協会支部に提出する。

- ①準中型・中型・大型・けん引免許取得に係る助成金交付申請書（様式1）
- ②準中型・中型・大型・けん引免許取得者名簿（様式2）
- ③免許取得を証明する書類【運転免許証（写）を様式2に貼り付けること】
- ④運転免許証に記載の現住所が県外の場合は、
 - (1) 申請会員事業所までの通勤を証明する書類「通勤定期(写)」 「給与の通勤手当明細(写)」等
 - (2) 通勤が不可能で、申請会員事業所近くに住宅を用意している場合は「住宅賃貸借契約書(写)」等
- ⑤誓約書（様式3）
- ⑥免許取得者在籍証明書（様式4）
- ⑦教習所への支払いを証明する書類（写）【教習所発行の領収書（写）】
 （注）領収書（写）は、会社宛又は事業主宛のみ有効で従業員個人宛の領収書（写）は不可。
- ⑧助成金振込先確認のため、預金通帳の口座名義（フリガナ、支店名）記載ページの写し

（免許取得後1年経過時）

- ①準中型・中型・大型・けん引免許取得後1年経過時の在籍証明書（様式5）

（助成金の交付）

第7条 協会は、上記第6条の助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適切と認めるときは助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第8条 上記第6条に基づき提出された書類の内容に虚偽の事実が判明した場合及び免許取得者が免許取得後1年以内に退職した場合は、その該当会員事業者は準中型・中型・大型・けん引免許取得助成金返還報告書（様式6）にて速やかに協会に報告し、助成金を返還しなければならない。

なお、虚偽の事実が判明し、助成金の返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（報告）

第9条 協会は、この要綱に定める助成制度に関して会員事業者に必要な報告を求めることができる。

附則

本要綱は、平成25年4月1日から適用する。

平成26年3月19日	一部改正	(平成26年4月1日施行)
平成27年3月20日	一部改正	(平成27年4月1日施行)
平成28年3月23日	一部改正	(平成28年4月1日施行)
平成29年3月23日	一部改正	(平成29年4月1日施行)
平成30年3月23日	一部改正	(平成30年4月1日施行)
平成31年3月22日	一部改正	(平成31年4月1日施行)
令和2年3月25日	一部改正	(令和2年4月1日施行)
令和3年3月24日	一部改正	(令和3年4月1日施行)